

水産政策審議会資源管理分科会
第111回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第111回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和3年7月20日（火）14:00～16:54

場 所：農林水産省三番町共用会議所大会議室

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第362号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正
（まいわし対馬暖流系群別紙の変更）等について

【協議事項】

・太平洋クロマグロの資源管理について

【報告事項】

・国の留保からの配分及び配分量の融通について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 予定の時刻となりましたので、ただいまから第111回資源管理分科会を開催します。

私、本日の事務局を務めます管理調整課長の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

御発言の際には挙手を頂き、机の上のマイクを御使用して発言をお願いいたします。

また、ウェブ会議で御出席の方におかれましては、スカイプのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートの状態にさせていただくようお願いいたします。また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合は画面左下にあるチャット機能で事務局にお知らせください。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、資源管理分科会委員はウェブ出席を含めまして9名中9名の方に御出席を頂いており、定足数を満たしていますので、本日の分科会は成立しております。

また、特別委員は、ウェブ会議を含めまして15名中5名の方に御出席いただいております。なお、前回分科会で御説明しましたとおり、分科会長と御相談の上、招集する特別委員を議題に関係の深い8名の方に限定させていただいておりますので、御承知いただければと思います。

次に、配付資料を確認させてください。

封筒の中の資料ですが、まず議事次第がございます。その次に資料の一覧がございます。資料1としては委員名簿、資料の2として、まいわし対馬暖流系群別紙の変更についてという資料、資料3-1と3-2は太平洋クロマグロの資源管理について、資料4といたしまして、国の留保からの配分及び配分量の融通についてという資料でございます。資料に不備があれば事務局までお申し出ください。

報道関係のカメラ撮りはここまででございますので、御協力をお願いいたします。

それでは、議事の進行を山川分科会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日はお暑い中お集まりくださいますと誠にありがとうございます。ウェブで御参加の委員の方々もありがとうございます。

では、議事の進行につきまして御協力くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は諮問事項が1件、協議事項が1件、報告事項が1件でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、当資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより諮問事項に入ります。

まず諮問第362号、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（まいわし対馬暖流系群別紙の変更）等についてということで、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

それでは、資料2-1を御覧いただければと思います。

まず、諮問文の読み上げをさせていただきます。

3 水管 第1101号

令和3年7月20日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正

（まいわし対馬暖流系群別紙の変更）等について（諮問第362号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙1のとおり改正したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、改正後は、まいわし対馬暖流系群の漁獲可能量に関する令和3管理年度における留保枠からの配分及び数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたいので、漁業法第15条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

こちら、まいわし対馬暖流系群につきまして関係者間の合意が整った場合に、当該合意

に基づいて国からの留保の追加配分を行うことを可能とするための改正でございまして、前回6月の分科会の報告事項で、予告というか、こういったことを検討していてパブリック・コメント手続中です、というお話をしたものでございます。

資料をめくっていただくと、3ページ、4ページが基本方針の改正の告示の案で、4ページの方に新旧対照表を載せております。説明については5ページの別紙2に基づきまして進めさせていただければと思います。

まず背景でございますけれども、(1)にございますように、まいわし対馬暖流系群等の特定水産資源については、漁場の形成の変動、想定外の来遊に対応するためということで、国の留保から必要に応じて追加配分を行うこととしているということでございます。いわゆる「75%ルール」と呼ばれているものでございまして、こちらについて、計算方式によって配分ができないようなケースが散見されているということで、見直しは検討しております、ということも前回お話をさせていただきました。

一方で、(2)として、ずわいがに日本海系群A海域でございますけれども、こちらについては、数量明示で配分を受けている関係者間で合意形成するという枠組みがありまして、そこで合意されて、それに基づく留保からの配分を可能としておりまして、その配分については、審議会に対しては事後報告で対応できるということとしていただいているところでございます。

(3)として、今般、この、まいわしの対馬暖流系群につきまして、数量明示で配分を受けている富山県、石川県、島根県及び大中型まき網漁業で、ずわいがにの日本海系群A海域と同様に、柔軟性のある数量管理を実現するためということで合意形成の枠組みを設けることとしたい、その枠組みで合意されたものに基づく留保からの配分を可能としてもらいたいという要望が出ております。これを受けまして、国としても、こういったTAC管理の柔軟性というのは重要なものである、有益な仕組みであると考えられるということで、これを受けた基本方針の改正をしたいということでございます。

改正内容でございますけれども、この2の(1)のところに改正前、改正後とございますが、留保からの配分のところに「配分を受ける者（数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。）の間で合意があった場合には当該合意による数量を用いて配分する」という形の文言を追加するということでございます。こちら、配分を受ける者で数量を明示したところに限る、とございます。今回は、富山県、石川県、島根県、大中型まき網からこういった形の要望があったということでございますが、今後、もしシェアの見直し等に

よって数量明示の都道府県が変わった場合には、そういったところも反映させた上で、そういう枠組みに入っていた上で、こういうルールで運用していくという考え方でございます。この合意に基づく配分については、(2)にございますけれども、審議会に事後報告で対応できるということとさせていただきたいというところでございます。

めくっていただいて、それに伴う手続でございますけれども、配分数量を変更した場合は遅滞なく公表し、都道府県別のものを変更したときにはこれを通知をするということ、あと都道府県知事もそれに従って知事管理漁獲可能量の変更を行うということでございます。

最後、これによるもの以外の扱いということでございますけれども、今回改正する分、あと昨年10月時点で諮問をして事後報告で対応できることとしていただいているもの以外のもについては、審議会に諮問をして変更するという形でございます。

最初のところで、「75%ルール」の計算方法の見直しは、次の管理年度に向けて行うべく、準備を進めていますという話をしましたけれども、なかなか完璧なものというのはいないだろうということで、いざというときに応急措置的に自分達で、配分を受ける側で、いろいろ対応して、応急措置的に対応できるようなものを用意しておくというのは非常に重要だと思います。今回、大臣管理あと都道府県、一緒に協力をしてこういった動きになったということは、水産庁としても歓迎したいと思っております。

ということで、他の資源でも、同じような合意形成の枠組みを設けたい、そういう動きがあれば、水産庁としても後押しをしつつ、そういう枠組みが整えば基本方針に反映させて運用していくという方向で対応したいというふうに考えております。

私からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 田中です。

大いに賛成なんですけれども、研究上の課題というかがちょっとあるなと思ったのが、同じ100トンでも大羽と小羽では大分影響の出方が違うんで、安全係数が掛かっている分には、これが掛かっているんでそう大きな問題にならないと思うんですけれども、掛かっていないようなやつは、別途、いつかそういうシミュレーション・トライアルみたいなも

のをやってもらう必要があるなというふうに思いました。

以上です。

○山川分科会長 御意見でございますけれども、これは将来の検討課題というかそういったことでよろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 他の漁業種でも申請があれば検討するということなら、他の漁業種、魚種で事前にそういうことが分かっているのであれば、法律そのものを全体的に網羅できるような法律に変えるという方法はないものでしょうか。

○山川分科会長 魚谷資源管理推進室長、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 現時点で他の資源について、そういう数量明示の県と大臣管理区分全てが集まって、こういう合意形成の枠組みを作って同じような仕組みを作ろうという動き、具体的な動きというのは、現時点ではないということです。なかなかそういう動きもない中でルールだけ先に決めるというのはどうか、というところもありますので、そこは、そういう動きが出てくれば、水産庁としてもうまく枠組みができるように後押しというか助言等をしながら、その形が整った段階で同じようにルールに反映させていくという、そういう考え方でございます。

○山川分科会長 あとウェブで御参加の井本特別委員から御発言があるということですので、井本委員、よろしく願いいたします。

○井本特別委員 ありがとうございます。山陰旋網の井本です。

この度は迅速に対応していただきましてありがとうございます。背景として対馬系のマイワシに関しましては、管理区分間の漁獲実績シェアというのが年により大きく変動いたしますので、留保枠の柔軟な配分が資源の有効活用にとっても重要になると考えております。改めてこの度の関係者合意に基づく国の留保からの配分に係る改正の方を迅速に御提案いただいたということで、感謝申し上げます。

また一方で、先ほど魚谷室長の御説明にもありましたけれども、マイワシに限らずマアジ、サバ類でも、年によっては漁獲実績シェアの変動とか漁獲の急速な積み上がりというものにつきましては、やはり「75%ルール」の改善というのも非常に重要だと考えております。前回の分科会でも、このルールの改善の検討という御説明を頂きましたので、非常に大中まきとしても期待しているところです。この点についても是非引き続

きよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 どうも貴重な御意見ありがとうございました。

魚谷資源管理推進室長、何かございますでしょうか。よろしいですか。

○資源管理推進室長 「75%ルール」の見直しについて、次の管理年度に向けてということで見直しを進めていますという御説明をいたしました。なかなか年度中に変えるというのはどうかというのもございますが、いろいろな試算をして、本当に、できる限りリーズナブルな追加配分が計算されるようなものというのを、できる限りの範囲内において追求していくために、少々時間を頂ければというふうに考えております。

あと、先ほどちょっと申し上げ忘れてたんですけども、この件、パブリック・コメントの手続を6月19日から7月18日まで実施をしまして、提出されたコメントはなかったということをお報告させていただきます。

○山川分科会長 ほかにウェブで御参加の委員の方々も御意見等いかがでしょうか。よろしいですか。

特にないようでしたら諮問第362号につきましては、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第362号について確認のために答申書を読み上げます。

答申書

3 水 審 第 25 号

令和3年7月20日

農林水産大臣 野上 浩太郎 殿

水産政策審議会

会長 山川 卓

令和3年7月20日に開催された水産政策審議会第111回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第362号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（まいわし対馬暖流系群別紙の変更）等について

それでは、この答申書を藤田資源管理部長にお渡しいたします。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○山川分科会長 それでは、続きまして協議事項に入ります。

太平洋クロマグロの資源管理についてということですが、本件については、前回の分科会におきまして、かつお・まぐろ漁業におけるくろまぐろ（大型魚）に係る漁獲割当て——いわゆるIQですが——による管理の導入に関して、関係者からのヒアリングを行うことが決定されました。これを受けまして今回、2名の参考人の方をお招きしております。まず、全体の進め方ですが、まず初めに、事務局から現時点における制度設計の素案について御説明いただきます。続きまして、2人の参考人の方からIQに係る制度設計の素案等について御意見を表明していただきまして、それぞれに質疑応答を行うということにいたしたいと思っております。その後、分科会としての総合討論という流れとしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それではまず、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料3-1を御覧ください。こちらに沿って御説明をいたします。

1枚めくっていただけると管理期間の考え方ですとか、3ページ、4ページは5月末時点の漁獲状況がございます。

5ページでございます。こちら、くろまぐろ（大型魚）の今管理年度の4月～12月期の漁獲の状況を示したものでございます。こちら前回の分科会では4月末時点までのものをお示ししておりますけれども、TAC報告に基づくものということで今回、5月末までをお示しをしております。こちら、昨年度と比べますと漁獲の積み上がりは緩やかな形になっておりまして、今管理年度、自主的なIQの取組をやっている中で、そういう急激な漁獲の積み上がりの抑止効果というのが現れているというふうに考えております。こういうのを基に、来管理年度からのIQの導入ということで制度を考えたということのものをお示しするというところでございます。

6ページ、「かつお・まぐろ漁業におけるIQ管理の導入について」とございまして、

7ページ、ここから、まず、これまで分科会でI Q制度の中身について踏み込んだ御説明なり議論なりしてきていないということで、改めてその制度の概要を御説明をしたいと思っております。

まず7ページ、「新漁業法に基づくTAC配分とI Q管理の流れ」と書いておまして、左から1、2、3、4、5とございます。こちら、数量の流れとしてはこの左から右に流れていくわけですが、時系列的には3のところの漁獲割当割合の設定というところが一番最初に来ると考えていただければと思います。ですので、漁船ごとに漁業者からの申請を受けまして割当割合を設定するというのが最初に来ます。この割当割合は、基本は有効期間5年となっておりますけれども、短縮は可能と書いてございます。

それで、この下の事例ですと、A丸、B丸、C丸とありますが、2%とか1%とか、そういう割当てのパーセンテージが割り当てられるということでございます。それで毎年TACが決まって、それが大臣管理区分、都道府県に配分されるわけですが、この事例で言いますと、例えばTAC1万トンと設定されて、このI Qの管理を行う大臣管理区分Bに2,000トン配分となれば、それぞれ2%持っているA丸、B丸、C丸については40トンが年次の割当量として配分されますし、1%持っているD丸、E丸については20トンが配分される、そういった形での配分となります。

この年次割当量ですが、こちらはもちろん年次ですので1管理年度ということになります。この「有効期間：1管理年度内」と書いてございますのは、資源管理区分の設け方によって1年のうちの一部を区切ってということがある、大中まきのサバのI Qがそうでございますので、そういったことで、実態としては1管理年度内のものがあるということでございます。

5番として、これは割り当てられた年次割当量の範囲で漁獲をそれぞれ管理する、「超過すると違反」と書いてございまして、注書きとしては、こちら、総量管理とは枠組みが大きく違うところは、採捕停止命令等の発出というのは原則行われなないということですので、それぞれの漁業者の皆さんが、自ら持っている枠とどこまで獲ったかというのを、自己責任によって管理をして遵守していただくという枠組みでございます。

続きまして8ページに移っていただいて、8ページ、9ページは、いろいろな法的な文書の中でどういう規定をする、あるいはどういう規定がされているということをお示したものでございます。

まず、資源管理基本方針に、どういったことをI Qに関連して定めるかというところで

ございます。まず大臣管理区分、今回、もちろん大臣管理区分の話ですので大臣管理区分を前提とした御説明をしますけれども、まず大臣管理区分と漁獲量の管理の方法を定めるということでございまして、これは資源ごとに管理区分を設定して、その管理区分ごとの管理の手法を規定するというところでございます。例としては令和3管理年度、今管理年度において、くろまぐろ（大型魚）であれば、かつお・まぐろ漁業については、1月～3月、4月～12月と期間別に区分が設定されておりました、管理の手法は漁獲量の総量の管理と定められている、これがI Qの管理にすることになりますと、漁獲割当てによる管理という形に変わるということでございます。

続きまして、漁獲割当割合でございます。漁獲割当割合については、これは基本方針の中でその有効期間、設定の基準、申請の期限、設定日、あと設定者の資格等を規定することになってございます。割当割合の有効期間は先ほども申し上げましたとおり5年が原則となっております。ただし、資源の特性・採捕の実態を勘案して短縮するというのは可能となっております。例としては、これまで導入されているものとして大西洋くろまぐろ、みなみまぐろについては、こちらは有効期間1年ということで運用しているところでございます。

あと割当割合の設定基準につきましては、船舶ごとの漁獲実績あるいは採捕の実態等を勘案して定めるということになっておりました、こちら、大西洋くろまぐろ、みなみまぐろの例では、直近3か年の漁獲実績に基づくシェアを基礎として設定するということになっております。

その他といたしまして、年次漁獲割当量の設定日ですとか漁獲量等の報告に関する期限を規定するということになっております。報告の期限ですけれども、原則としては陸揚げ日から3日以内となっております。ここから外れる例としては、みなみまぐろでは採捕した日の翌日までといった形で、別途の期限を設定しているものもあるということでございます。

続きまして、9ページでございます。こちら関係するものとして法律にどのような規定があるかということでございまして、まずT A Cの設定に関する告示としては法の15条にございまして、基本方針に即してT A Cを設定をいたしまして、大臣管理区分、都道府県に配分をするということがございます。

あと法の20条の規定では、漁獲割当管理原簿というものを農林水産大臣が作成をして、この割当割合あるいは年次漁獲割当量の設定、移転、取消しを管理をするということとな

っております。この原簿については水産庁のホームページ上で公表されているということでございます。

続きまして、法律21条、22条に書かれております漁獲割当割合と年次漁獲割当量の移転に関する手続ということで、まず根っこになります漁獲割当割合ですけれども、こちらについては代船・承継に伴う移転ですとか、あと同一船主、1人の人が複数隻、割当割合を受けている漁船を持っているということであれば、その同一船主内での割当割合の移転は可能ということになっております。

あと年次割当量の方ですけれども、こちらについては2つ目のポツにございますが、漁獲割当割合を持つ漁船の間では年次割当量の移転が可能となっております。こちらは異なる船主間でも可能ということでございます。いずれの場合でも、こちら、移転に際しては農林水産大臣の認可が必要ということになっております。

続きまして、10ページでございます。こちらはI Q管理となった場合の罰則等の概要ということで、この年次割当量を超えて採捕した場合の罰則としては、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金ということで重い罰則となっておりますし、漁獲物等の没収又はその価額の追徴というのもあります。また、I Qを、年次割当量を超過して漁獲した数量に応じて翌年から差引きということがございますし、また、割当割合を削減するというのも可能となっております。また、漁獲量等の報告をしない、あるいは虚偽の報告をしたという場合は、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金という罰則が適用されるということとなっております。

続きまして11ページでございます。こちら、かつお・まぐろ漁業に関する各論に入っていくわけでございますけれども、まず前提となる話として、1として、まず、新漁業法の下で大臣許可漁業に対するI Q管理を実施していくということで、こちら大臣許可漁業が主な漁獲対象とする特定水産資源については、原則として令和5年度までに法に基づくI Q管理を開始。これは、基本方針にも書かれておりますし、ロードマップの方にも書かれていることでございます。

続きまして、クロマグロを対象とするかつお・まぐろ漁業の特徴ということで、こちら、地域・船団によって盛漁期あるいは漁獲海域が異なっているというのがございます。あと全ての漁船が毎年くろまぐろを対象操業して獲っているというものではないというところがございます。あと現在の管理については、1月から3月は総量管理で、4月から12月は総量管理の下で自主的なI Q管理をやっているという状況です。

3として、その他留意すべき点、と書いてございます。総量管理の下では、当然ながら全船の漁獲量が全体の枠の配分量の範囲であれば各漁船は自由に漁獲可能ということで、こちら管理区分の対象期間の序盤に漁獲できる地域なり船団が有利ということでございます。

一方で、現状、1月～3月、4月～12月に分けて管理をしているというところで、実態として、漁期がこの期間の切れ目である3月末を跨いでいる地域なり船団にとっては、配分量の有効活用が難しくなるという面があるというところがございます。

一方で、冒頭御説明しましたように、今管理年度においては自主的なI Q管理の取組によりまして、途中経過ではございますけれども、急激な漁獲の積み上がりに対する抑止効果が発現しているということが確認されていると考えております。

以上のようなこと、特に、2と3を考慮した上で、令和4管理年度、次の管理年度から通年、1月～12月を管理区分の対象期間として、法に基づくI Qの導入を検討するという方向でございます。

続きまして、12ページ、13ページが、今回お示しする、現状で水産庁として考えていますI Qの制度設計のコアの部分の素案ということでございます。

まず漁獲可能期間ですけれども、こちら、今申し上げたとおり、周年を管理期間、管理区分の対象期間とするということを考えております。その考え方ですけれども、まず1点目として、I Q管理によって急激な漁獲の積み上がりが抑止されることが期待される、つまり、データ収集の観点からの追加配分等へ悪影響は生じないということを期待しているところでございます。

2点目として、この期間を区分した場合に、操業する側、あと、我々管理する側も、なかなか仕組みとして複雑になるということで、通年管理とすることによって、そういったものが複雑化することを回避できるということを考えております。

2つ目として、漁獲割当割合の設定の対象者でございます。こちら、かつお・まぐろ漁業の許可又は起業の認可を受けた者のうち、この括弧書きにございますように、使用する船舶の総トン数150トン未満で、かつ、浮きはえ縄を使用するものに限る、そういった形で、要は150トン未満のはえ縄漁船ということに限定するという考え方でございます。

こちらの考え方でございますけれども、かつお釣りの漁船、あと総トン数150トン以上のはえ縄漁船については、実態としてクロマグロを目的とした操業を行っていないということで、こちら別の管理区分を設けて、混獲管理分ということになるかと思いますが、そ

ういった数量を配分して総量の管理として別管理にするという考え方でございます。

続きまして、漁獲割当割合の設定期間、有効期間でございますけれども、こちら3管理年度ということで、3年間というのを考えてございます。こちら、先ほども御説明しましたが、原則は5年ということでございますけれども、このIQ管理の下での漁獲実績を用いた割当割合の設定というのに速やかに移行するという観点から、3管理年度に短縮するという考え方でございます。

この次に説明をいたしますけれども、実績ベースでの配分については過去3年実績というのを使おうと考えております。現時点で使える過去3年の実績というのは総量管理の下での実績でございますので、こちら3年後に見直すとすればIQ管理の下での実績というのが3年分蓄積される、直前の1年分というのはタイミング的に使用できませんので、うち2年間はIQ管理下での実績というものをベースに割当割合が定められるということで、5年間、総量管理の実績に基づく配分を5年間続けるのではなくて、3年経ったら見直すというのが適当であろうという考え方から、3年に短縮ということを考えているところでございます。

続きまして13ページ、4として漁獲割当割合の設定の基準ということでございます。まとめて言いますと、ここの青字で書かれている部分の①、②がございまして、まず割当割合でございますので、100%のうちの70%は直近3か年、2018年から2020年の漁獲実績によるシェアに基づき配分した割合、あと残り30%については漁船数で均等に配分した割合、こういった形のこの2つの割合を合計した数字で配分するという形の基準を考えてございます。

上の方、2行目のところに括弧書きで「申請された漁獲割当割合の合計が100%を超える場合」と書いてございます。こちら他の資源でも同じなんですけれども、申請ベースで設定するということになっておりますので、これは申請された漁獲割当割合の合計が100%以下であれば、申請された数字そのまま採用するということになっておりますので、この基準を適用するのは100%を超えた場合ということでございます。

あと、その下、こちらも括弧書きがございまして「申請された漁獲割当割合がこれより小さい場合は当該割合」と書いてございます。こちら、申請した数字が例えば2%でした、この①、②で計算すると5%でしたとなると、それは小さい方を取りますという形でございますし、あと、最後、ただし書で違反の程度、回数に応じてこれを減じることがあることとするという形の基準としております。

考え方としましては漁業法と省令、その施行規則、こちらにどういふことを勘案しなさいよということが規定されておまして、それをここに書かれているような形で勘案したということでございます。

まず法律自体に船舶ごとの漁獲実績というのが勘案事項として挙げられております。これについては、割当割合のうち70%は、利用可能な過去3年間の漁獲実績に基づき配分という考え方でございます。この3年を取る、実績として使用する期間は、直近年の状況を反映させるということで、直近3年というのを採用してございます。こちら従来のTAC魚種に関して、TACの大臣管理漁業あと都道府県への配分で用いているものと同じということで、基本的にはスタンダードなやり方だと考えていただければと思います。

続きまして、船舶の総数又は総トン数というものを勘案すると、こちら、ここから下の3つについては、省令の方に書かれている勘案事項でございます。

まず船舶の総数については、こちら対象となる全ての許可船ということとして、この70%の実績分、あるいは30%の均等分、いずれも全ての許可船を対象とするということでございます。

総トン数についてでございますけれども、こちら対象船舶の大多数は総トン数19トンということでございますし、このクロマグロの漁獲実績に、総トン数による明確な傾向がない、要は、大きい船ほどたくさん獲っているとか、そういった傾向はないということで、この総トン数の違いによる区別というのはする必要がないというふうに判断をいたしました。

続きまして、採捕する者の数、その採捕の実態又は将来の見通しというのが書かれてございます。こちらについては先ほど御説明しましたが、全ての漁船が毎年クロマグロ対象操業を行っているわけではないということ、あと、これまで総量管理の下でクロマグロを目的とする操業の機会に制約を受けている漁業者が存在するということ、あとクロマグロ以外のカツオ・マグロ類を目的とする操業においてクロマグロが混獲される可能性も想定されるということで、そういったものへの配慮というか、そういったものの手当てということで30%を均等配分という形にしております。

最後、違反の程度及び回数ということで、こちらは必要に応じて違反の程度、回数に応じてこの割合を減らすことができることとするという考え方でございます。

最後のページ、14ページでございます。こちら、今後想定される検討のスケジュールということで、1月～12月通年でIQ管理ということを考えますとこういった形になるとい

うことで、まず本日の議論を受けまして基本方針の改正案を確定いたしまして、7月、8月頃にパブリック・コメント手続を30日間実施をするということで、その後、9月頃に基本方針の改正案を、分科会の方を開催していただいて、こちら諮問して決定をしたい、その後、改正された基本方針の官報掲載、10月中旬を目途に行いまして、11月15日に漁獲割当割合の申請の締切りという形、あと、これは例年そうですけれども、12月上旬頃には令和4管理年度の漁獲可能量、あと当初の配分、こちらを審議会の方に諮問して決定ということで、それを受けて12月15日、これは管理の開始の半月前ということになりますが、漁獲割当割合と年次割当量の設定を行いたい、それを受けて来年1月1日から操業・管理が開始されるという形を考えております。

説明、内容的には以上でございますけれども、私から今説明いたしました主な内容については、本日参考人としてお越しにいただいている両団体の関係者には事前に説明をしておりますし、本日お示ししている資料も先週時点であらかじめお渡ししているということを申し添えたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、参考人の方から意見をお伺いいたします。

まずは一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会を代表する参考人としまして、沖縄県的那覇地区漁業協同組合代表理事・組合長の山内得信様から御意見をお伺いしたいと思っております。

山内様、前方の席に御移動ください。時間は質疑応答を含めまして20分程度を予定しておりますので、10分前後をめどに御意見をお話しいただければと思います。それでは、よろしく願いいたします。

○山内参考人 皆さん、こんにちは。今日は沖縄県は台風が接近しておりまして、朝早く急ぎ飛行機に飛び乗って駆け付けてきました。今日の分科会において私たちの意見というのは、非常に皆さんとともに考えていただかなければならない課題・問題が山積しております。どうかよろしく願いいたします。座って意見を表明させていただきます。

我々は、これまで4年間、国の資源管理基本方針に基づいて自主取組・管理を行ってまいりました。来る第8管理からは公的IQによる管理を行うことといたしております。しかし、先ほど申しましたが、今期、自主管理の問題点や課題などもあることから、公的IQへ移行する場合においてはいろいろな問題点を指摘させていただきたいと思っております。項

目については4項目ほどあります。それでは、意見表明させていただきます。

1つの項目として近海かつお・まぐろ漁業への漁獲枠の増枠配分について、2つ目はI Q制度そのものについてです。3つ、枠の翌年の繰越しについて、4つ目、追加枠の配分時期について、という内容で意見を述べさせていただきます。

近海かつお・まぐろ漁業への漁獲枠の増枠配分につきまして、第4管理期間当初より、過去の実績として2015年及び2016年の漁獲実績を基に、近海かつお・まぐろ漁業に対し大型魚の漁獲枠として167トンが配分されました。残念ながらこの実績は、近海かつお・まぐろはえ縄漁業にとって最も水準の低い実績に基づいて配分された結果であり、W C P F Cが各国の漁獲上限を定めた基準年の2002年から2004年の3年間であれば、約650トンありました。直近の放流実績を合わせると1,000トン程度が漁獲実績になるかと思えます。近海まぐろはえ縄漁業の漁獲データは資源評価のベースとなっておりますので、漁期を通して通常どおりの操業ができなければ、資源評価の基礎となるはえ縄のC P U Eにバイアスが掛かることとなります。そうした背景から、W C P F Cにおける増枠の結果を待たずに国内配分を見直すべきと強く主張いたします。

現在は、年間の基本枠に加え調査枠が追加されておりますが、調査枠として配分されるものについては、国の方針に則り資源管理の指標としてのデータの精度を担保するために必要なデータが収集できるよう配分することを、強く要望いたします。重ねて申し上げますが、国内配分を見直すとともに基本枠の増枠を望みます。

2つ目、I Q制度について。I Q制度の導入、業界内部においては当面は自主I Qを継続すべきで、公的I Q制度の導入は時期尚早ではないかとの意見が強くあります。しかしながら、厳しい議論を重ねた結果、責任ある業界として資源管理に取り組むことの重要性を重視し、公的I Q制度の導入に踏み切りました。自主的な取組において我々の協会としては、枠を遵守しても協会外の関係者で枠を超えて漁獲する事実があり、結果的に枠を超過する事態も生じております。そうした漁業者への是正措置を水産庁に求めましたが、自主的な取組の範疇であることから指導の域を超えての対処はできないとのことでありました。今後はこうした不公平感をなくすためにも、水産庁はしっかりと行政的な措置を講じていただきたいと要請いたします。

管理期間について。I Q制度の管理期間としては毎年1月から12月までの1年間が妥当と考えます。

3つ目、漁獲割当割合の設定対象者、大臣許可を有するまぐろはえ縄船（150トン未満

船)が妥当と考えます。

(4)です。小さい(4)です。漁獲割合の設定期間、設定期間については国の指針は5年を原則としております。しかし、期間の変更も可能であるとして水産庁より3年の説明がありました。我々にとってもI Qは初めての取組であり、現時点では想定しない問題が生じることが考えられることから、まずは2年間で実施し、2年間の経験を踏まえ、その後の設定期間を何年とするかについてはその時点で改めて検討することといたします。

小さい(5)です。漁獲割当割合の設定の基準について。漁獲実績の算定対象年の考え方。この数年間オリンピック方式で管理してまいりましたが、十分な漁獲割当量でなかったため、年の途中で採捕禁止の措置が取られております。このような不十分な要素を含んでいますが、2018、2019、2020年の3年間を対象とすることで仕方ないと考えております。

漁獲実績と均等配分の比率についてです。配分比率については業界内でも複数の意見があり、実績率を大きくすべきとの意見、均等配分を大きくすべきであるとの意見もありました。先ほども指摘しましたとおり2018、2019、2020年は不十分な漁獲実績であることから、その実績を配分の根拠とすることについての議論もあります。I Q制度を導入する場合でも均等配分からまずは開始し、実績を積んだ後に各船への実績を考慮すべきとの意見も多くありました。業界内部の議論においては全量を均等割とすべきとの意見、実績割80%、均等割20%など、両極の意見が出されましたが、協議の結果、まずは2年間は70%対30%で取り組み、その後の対応については見直しの際、改めて協議することとなりました。漁獲割当割合は漁業者の経営に直結するものであり、水産庁が説明している70%対30%の根拠を再度明確に示していただきたいと思います。

大きい3、枠の翌年への繰越しについて。I Q制度では枠の未消化が一定数量発生することになり、業界全体として枠の有効活用にならない結果になります。これは漁業者が獲らなかつたから未消化が発生するだけではなく、I Q制度の管理技術上の問題でもあります。つまり、オリンピック方式では未消化枠は出なかつたが、I Q方式にすることにより、混獲のために申請を行う漁業者の枠がある一定量死に枠となることなどが想定されるためです。こうした未消化を解決するためには、各船の余った枠を翌年に繰越しできる対策を講じることであります。制度上、国の繰越し基準、いわゆる17%ルールですけれども、それとは別の枠組みで、各船の未消化数量の全てを翌年に繰越しできる制度を構築すべきであると考えますので、これは是非とも実現していただきたいと思います。

大きい4、追加枠の配分時期について。現在は基本枠、調査枠に加え、知事管理漁業の

管理期間終了後の4月以降に追加枠が配分されておりますが、この追加枠の配分の時期を早期に実施していただきたい。可能であれば2月若しくは3月中の実施を望みます。2月、3月は市場相場も高いということに加えて脂の乗りも良いので、おいしいマグロを食していただきたいと思うからです。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御意見について委員の方々から御質問等ございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々、いかがでしょうか、また後で総合討論はいたしますけれども。

では、特にございませんでしたら、山内様におかれましてはどうもありがとうございました。席にお戻りください。

○山内参考人 御清聴どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 続きまして、一般社団法人全日本マグロはえ縄振興協会を代表する参考人としまして、同協会社員の土屋隆也様から御意見をお伺いしたいと思っております。土屋様は前方の席に御移動ください。

時間は先ほどと同じく質疑応答を含めて20分程度を予定しておりますので、10分前後をめどに御意見をお話しいただければと思います。それでは、よろしく願いいたします。

○土屋参考人 いつもお世話になっております。私は一般社団法人全日本マグロはえ縄振興協会に所属します株式会社金虎丸漁業代表取締役の土屋隆也と申します。当協会は主に太平洋伊豆近海におきまして浮きはえ縄漁でクロマグロを捕獲している漁業者の集まりです。この度のIQ制度導入に当たりこのような機会を与えていただきましたことを、まづもって御礼申し上げます。

今回のマグロ漁獲枠を公的IQ制度で行うこと自体には全く異論はございませんが、お示しされている個別割当ての算出方法のまま本法が施行になりますと、当協会に所属する会員企業のみならず大臣許可を受けてクロマグロを採捕している漁業者にとりましては、壊滅的な打撃となり破綻することは必至であります。昨年11月、初めてお話を頂戴したときより一貫してそれだけを訴えてまいった次第であります。漁業者一人一人の条件は皆違うわけで、船、人、経験、経済、同じ条件の人は全くありません。これらの漁業者の源を法で均一にならすことは公平と言えるのでしょうか。どうかこのIQ制度の問題性を御理解いただきまして、是非とも本当の意味での公平なIQ制度の施行に結び付けていただき

たく切にお願い申し上げます。

今回、I Q制度の漁獲割当の設定基準の問題点と思われることを具体的に申し上げます。設定基準は70%を2018年から2020年の総漁獲実績に基づく配分をするというものであります。これについては漁業法で漁獲実績が基準とされていますので、過去の実績という点では同意しております。しかし、対象となる全ての船舶が2018年度から既に操業していたのであれば特に問題ないでしょうが、我々のように最近始めた船にとっては本来の力を評価されているとは思えません。2020年から始めた1年分の水揚げ実績を過去3年で割ることになる船もあるわけですから、実際の評価としては3分の1ということになってしまいます。これを3年間実績のある船と比較に使うことは、公平な比較という解釈にはなりません。

衰退している漁業界に多額の投資をして参入しようとしてくれる貴重な存在の方々もおります。戦後70年ぶりと言われる漁業法改正により漁業を推進している民間参入の精神に後押しされ、まぐろはえ縄漁を始めた船もあります。この算出方法では廃業に追い込まれると訴えているのですから、その訴えに結論を出さないまま施行するということは、衰退する日本の水産業を持続させたいという観点から考えても反していると思います。こうした算出方法でのI Q制度の導入を予測せずに、我々のように多額の資本を投入して大臣許可を得た船にとっては、それまでの漁獲実績本来の能力ということは全く無視されたことになります。

当協会に所属する漁船について具体的に述べさせていただきますと、我々は5隻ですから、まず第28大栄丸は2018年12月から本格的に操業を始めたものであるため、2018年の漁獲実績は12月1か月のみの1.6トン。実際には第28大栄丸は年間20トンの水揚げの実績を持っていますので、12月の実績を1年の実績としてカウントするのは誤りです。

87金虎丸にとっては2018年、2019年は建造中のため漁獲実績はゼロであり、2020年5月に進水し6月に大臣許可を得たものの、翌月より9月まではマグロの休漁期であるため操業自体は10月からとなり、その漁獲実績は約3.7トンにすぎません。

第21金虎丸はコロナ禍があり2020年10月ようやく操業するようになったものの、同年は0.1トンの漁獲実績しかありません。

第5豪徳剛徳丸は2018年、2019年は東京都知事管理船であり、2020年2月から大臣許可船として操業を開始したばかりであります。

海豪丸に当たっては2020年8月大臣許可を受けたばかりであり、漁獲実績はゼロです。

こういった実情を考慮せずに過去3年間の漁獲実績を基準に漁獲割当がなされるのであれば、当協会の会員企業はいくらも割当てを受けることはできないことは目に見えておりますので、巨額の債務を負担したまま廃業に追い込まれることは必至であります。全日マグロ協会所属のこれらの船舶は、全て農林水産大臣の許認可を得てから日が浅いものであり、今回のようなIQ制度の施行など思いもせずに漁獲見込みを含めた詳細な事業計画を立て、関係省庁と相談の上で行ってきたものであります。それにもかかわらず、相談などなかったように大臣許可船として操業する前、また、船自体が存在しない期間のいわゆる無形である期間を実績期間としてカウントされるのであれば、それに異論を唱えるのは当然だと思います。このような事態を回避するためには、漁業法の定める漁獲実績は過去3年間のものではなく、実際に操業していたときの漁獲実績とすることと希望します。

次に、設定基準の30%を漁船数で均等に配分とするものですが、これも一見すると公平な設定に見えますが、来年度の配分量で施行されることを仮定して申し上げますと、全体の配分枠が約540トン、その30%は162トンで、それを漁船数255隻で割ると1隻当たり635キロということになります。一般社団法人近海かつお・まぐろ漁業協会殿の全体の漁船数250隻のうち約35%、87隻の漁船は、マグロの採捕をしていないというものであります。そのような漁船のほとんどを抱えている近かつ協では、同協会に所属する漁船同士での割当ての融通が主となることは目に見えておりますので、結果的に約50トンもの数量の配分が近かつ協所属の漁船には増加することになります。その点、当協会に所属する漁船は本格的にマグロを採捕する漁船ばかりであり、しかも全部で5隻にでしかすぎませんから、この設定基準は極めて大きな不公平だと解釈しております。

いずれにしましても、この度の漁獲割当の設定基準がそのまま適用になりますと、当協会に所属する漁船の漁獲割当ては過少なものになり、その漁業者はほとんどが破綻し、家族、従業員は路頭に迷うことになってしまいます。公的IQを令和4年度から実施するとこの本件文書の方針に従って考えますと、均等割案は廃止して実績配分案だけとし、その定める漁獲実績はそれぞれの漁船が実際に操業した後の実績を基準とし、それを3年間にわたって漁獲したものとして換算して配分の基準とすべきであると思います。

また、もう1つの考え方としましては、やはりそれぞれの協会も規模が異なるわけですから、2つの算出方法のどちらか1つをそれぞれの協会に試す方法です。例えば全日マグロへは100トン、近かつ協へは450トンというものを割当て、異なる算出方法で各船に配分し、さらにそれを水産庁が管理するというものです。これにつきましては、本年1

月に水産庁国際課の方々がお見えになった際に御提案申し上げましたところ、「とても良い案件なので検討する」と言ってくれましたが、具体的な答えは頂戴しておりません。

また、現在行われている割当ては自主的な行動を求める行政指導です。行政指導は任意の協力を求めるだけなのに、これに従わなくても不利益な扱いをすることは許されていないと思います。今までの水産庁からの説明でも、「自主的 I Q なので罰則はありません。参加については自由です。」などと話してこられた経緯があります。令和 3 年 3 月 30 日に当協会の理事との面談での内容でもこのようなことを言っていたにもかかわらず、翌日令和 3 年 3 月 31 日付の通達では、「自主的な取組の結果についても勘案事項とする見込みであることを申し添える」という通知が届き、水産庁の方針や考え方にも全く一貫性が感じられず、こちらとしてはただ振り回されているとしか思えませんでした。したがって、今年度の自主的 I Q の割当てを超えて漁獲したら来年度の割当てから控除するということや、自主的 I Q への取組姿勢を翌年の割当てに勘案するなどということは、断じて許されないことと思います。

少し話の方向を変えさせていただきますが、私どもの漁場は静岡県下田市よりおよそ 70 マイル南へ走ったところにあります。毎年 1 月から 5 月頃までマグロが回遊します。真冬のその漁場はとても海の状態が悪く天候を選びますので、そんなに頻繁に漁はできません。1 月に 80 トンの枠が出て 2 月中旬には停止通知が来ます。その後 2 か月待って 4 月 1 日に再度始めるわけですが、今度は 4 月 15 日にまき網が解禁となります。例年では大体解禁日を待たずして、また、遅くともそれより 1 週間後までには私どもの漁場ではまき網が入ります。まき網が入った漁場は一気に魚が獲れなくなり、また魚相場も下がるので、その年の我々のマグロ漁は終わります。実質我々のマグロの時期は、1 月から 3 月までと 4 月に入ったおよそ 2 週間ぐらいのものです。

下田市は水揚げ日本一のキンメダイの町としておりましたが、現在はそれも衰退しております。一時はキンメ船が 78 隻もいましたが、現在では 7 隻しかおりません。地元の組合より相談を受け、マグロ以外の時期にキンメを釣ろうということになり、我々もキンメ釣りを始めました。ところが、その矢先に襲ってきたのがコロナ騒動でした。これについてはお話しするまでもありませんが、すぐに組合の申合せで、しばらくキンメ漁も出漁停止になりました。先日の水産庁とのお話の中、マグロ枠が駄目なら他の魚を獲ればいけないかというお話もございましたが、我々は恐縮ですが、そんなことは百も承知で、しかし、我々が直面している問題は、このマグロ枠だけではないのです。観光客の低迷、コロ

ナ相場という不可抗力、燃料の値上がり、出れば赤字になるという漁の商売、現場の問題は尽きることはありません。ただ他の魚を獲ればよいなどという単純な問題ではありません。

自分の家の目の前へ毎年決まった時期に同じ魚が、マグロが回遊してくるとなれば、その魚を集中して獲ることは漁師として当たり前のことです。ましてやキンメダイも駄目、何も駄目、魚は安いとなれば、その時期皆マグロに転換したい、また頼りたいのも当たり前だと思います。しかし、地元ではもともとのマグロ漁の漁師が、マグロ漁をやりたくても枠がないから新しく参入する者にやるなというようなサインが出て、仕方なく船を売って働く者もたくさんおります。国としての決まり、都道府県の決まり、地元部会の決まり、漁協の決まりなど、様々な制約を真っ向から受けながらやっております。その何重もの規則に加えて今はコロナ禍です。そしてこのIQ制度です。なぜ今こんなに急いでやるのか。本当に今やらなければならないのか。マグロの枠を超過してしまっているのか。この算出方法の波及を多方面から慎重にお諮りいただきたく、それを切に願う次第であります。

今回初めて説明を受けたのは我々は昨年11月です。もう少し現場と話し合っていたきたいとお願いしてまいりました。毎回これを施行されたら会社は潰れる、廃業する漁業者が続出しますよと、これだけは一貫して訴えてまいりました。しかし、結局毎回何一つ変わらないまま3月31日に全日マグロは5.6トン、このように通知されたのが現実です。会社が潰れたり、漁業者が廃業になってもよいのでしょうか。それだけは明確な回答を望みます。

恐縮ですが、それぞれ皆さん立場があり、それは十分理解しておりますが、我々の仕事は資源調査ではありません。魚を獲ることです。売って食べてもらうことです。その歴史の積み重ねが日本の食文化として確立されてきたんです。立場は様々です。資源調査がとても重要なことは理解しております。しかし、物事を反対から見ることにも重要なことです。机上にて決める政策と、多方面からの制約の中で生き抜いている漁師の現実との差が開き過ぎております。広くほかのところにも目を向けていただきたい。

例えば我々の漁場での資源調査を行いたければ、4月16日より始まるまき網を止めるべきです。我々の商売は4月の頭に終わるけれども、もしかしたらまき網がまかなければマグロはそこに6月、7月もいるかもしれません。獲る、獲らないは別です。その時期に、4月に入ってすぐにまき網が全部まいちゃわなければ、そういうことも分かるんです。

少し声が大きくなって恐縮だったんですが、審議委員の皆様方には、どうかこの度の公的IQ制度の配分方法が、当協会に所属する漁船のみならず様々な漁業関係者、その家族、漁協、衰退したまちの人々など、多方面に波及し予想外の重大な不利益をもたらし、我々漁業者を破綻の状態に陥れる可能性があることを、重々お考えいただきたいと思います。

重ねて申し上げます。我々はIQ制度に反対しているわけではございません。是非とも適正な公的IQ制度を作っていただきますようお願いする次第でございます。本日はありがとうございます。

○山川分科会長 土屋様、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御意見につきまして委員の方々から御質問等ございますでしょうか。ウェブから参加の委員の方々、いかがでしょうか。

では、特に御質問等ございませんでしたら、土屋様におかれましては席にお戻りください。どうもありがとうございました。

○川辺委員 すみません、海洋大の川辺です。

○山川分科会長 では、川辺委員、よろしくお願いします。

○川辺委員 土屋様にちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。IQ制度で非常に困難な状況になるということはよく理解できたかと思えます。今までのIQ制度でなかった段階でのこの配分といたしますか、に関しては、特にそういう問題は感じられなかったのでしょうか。

○土屋参考人 先ほど近かつ協の方もおっしゃっていましたが、要するに枠の配分、全体の配分が少ないとかそういうことではなくて、枠の切り方に疑問があります。例えば大臣船であれば1月1日が始期になっていると思うんですけども、都道府県船は4月1日が始期になっております。我々の漁場だけで申し上げますと、1月から4月までという限られた時期でやっておりますので、その間に大臣船と都道府県船が集中するわけなんです。都道府県船は、4期まで枠を取っておいて、1月から4月に集中して漁をやっていくという格好でやっているんですけども、どうしても最後に枠が少なくなってくると、結局それがお互いの批評につながったり、もめごとに発展する。我々は我々で1月1日に枠が出るので、一気にオリンピック方式だから魚がいるうちに獲らなきゃならない、そうしないと結局はほかの船に獲られてしまうんじゃないかという考えがあります。それで1年を4期に区切られたことは良かったと思うんですが、それがなぜ第1期目が80トンだったのか、1月に80トンというものが下りても、うちいくも、もちろんその時期に商売を掛けている

わけですが、結局獲らないうちに他の地域ですぐに満タンになって採捕停止を勧告される。そこに結局、先ほどおっしゃっていたけれども、少し余裕のある枠があればみんな逆にがつつしないうちです。年間のマグロの枠は余っていると思うんです、その枠を翌年に繰り越そうというくらいですから。なので、余ったら返すわけですから、少し枠に余裕をもって回していただければなというような話は、地元でも大臣船、都道府県知事船に限らずあります。すみません、ちょっと話がそれちゃったかもしれないですが。

○川辺委員 とんでもないです。分かりました。どうもありがとうございました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、土屋様におかれましては席にお戻りください。

参考人の方々からのヒアリングは以上となります。山内様、土屋様、改めまして貴重な御意見ありがとうございました。

それでは、引き続きまして総合討論に移りたいと思います。まず参考人の方々から頂いた御意見に対する考え方につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

2人の参考人の方からの意見について、それぞれ水産庁としての考え方を御説明したいと思います。

まず山内参考人の方からですけれども、まず基礎配分、これが少ない、これを増やしてほしいという御意見がございました。現在の基礎配分、こちらについては、これまでの経緯も踏まえて、くろまぐろ部会で数回にわたって議論をした結果として取りまとめられた考え方に基づくものでございます。これを直ちに変更するということについては、他の漁業者の方々との関係もありまして難しい側面があるということは、御理解いただければと思います。

一方で、小型魚の獲り控えですとか、それによる資源回復に伴って、漁獲状況というのは変化してくる可能性があるということで、そういった変化も踏まえつつ見直しを検討していくということとさせていただければと思います。

一方で、現在、水産庁でかつお・まぐろ漁業に公的なIQを導入しようということで進めているわけですけれども、こちらについては、結果的にかつお・まぐろ漁業に対する配分水準の維持、これは追加配分も含めた上での配分水準の維持ということになりますけれども、それにつながるものだと考えております。つまり、これまでについては、漁獲データ収集のための追加配分という形での対応を行ってきているわけですけれども、昨年、

一昨年の漁獲の状況から、この追加配分が、このデータ収集に最大限有効な形で使われていないのではないか、あるいは同様の状況が続くのであれば、もう追加配分自体を見直すべきじゃないかというような強い意見、これが昨年の分科会で出されております。

そういったことで、このままですと、かつお・まぐろ漁業に対する追加配分が困難になるという可能性もあるということですが、この場合、我が国の漁獲上限の増枠に資する漁獲データの収集まで困難になるということで、現在の追加配分の考え方を維持・継続しながらI Qの管理を導入していくということです。これが、急激な漁獲の積み上がりと漁獲の停止によるデータの欠損期間が生じるということの防止につながって、については追加配分の維持につながる、という形で考えているところでございます。

続きまして、今管理年度において自主的なI Qをやるということになっているわけですが、こちらについて取り組んでいる人といない人がいる、この不公平感があるんで、その不公平感をなくすべくしっかりとした行政的な対応というものを講じてもらいたいという御意見がございました。こちらについては、来管理年度に基づくI Q管理ということになれば、年次割当量の配分を受けた漁業者、各漁業者については、この割当量を遵守するというのは法的な根拠を持って義務付けられるということになります。先ほども御説明しましたが、超過した場合には違反ということで罰則の対象になるということで、水産庁としてもこの遵守の確保というのはしかるべく対応していきたいというふうに考えております。

続きまして、割当割合の有効期間3年が長過ぎる、2年に短縮すべきという御意見がございました。水産庁としては、最初の割当割合の見直しのときに、2か年分のI Q管理の下での漁獲実績が使用可能になるということで、有効期間3年という形を提案させていただきました。一方で、この制度導入当初から長期間漁獲割当割合が固定されるのは不安だ、より短い期間での見直しが行われる機会を確保したいという関係漁業者のお気持ちは、理解するところがございます。本日の御意見も踏まえて再度検討したいというふうに考えております。

続きまして、あと2018年から3年間の漁獲実績が総量管理の下での不十分なもので、配分の根拠とすることについての異論もあるというような御意見がございました。そういう総量管理の下で操業機会に制約を受けた漁業者が存在しているということは認識しております。そういったことも考慮して、割当割合の30%は申請隻数で均等割とすることとしたところでございます。

続きまして、実績割と均等割、7：3の根拠を明確に示してもらいたいという御意見がございました。こちらについて、その実績をどの程度勘案するかについて様々な意見が、団体内部であったというのはお聞きしております。漁獲実績というのは法律の方で直接規定されている勘案事項ということで、これまでクロマグロを漁獲してきた実績を有する漁船にできるだけ配分をするためには、実績を重視するということになるかと思えます。

一方で、漁獲実績としてカウントする期間に、何らかの事情によって漁獲が少なかった方にも操業の機会を設けるということ、あと通常の操業、他の魚種狙いの操業で混獲の可能性もあるということを考えますと、一定の程度は均等割で配分するということが適当というふうに考えまして、実績7割、均等3割が適当ということで提案させていただきました。

こちら、仮にこのIQの管理区分に配分される数量、追加配分も含めまして堅めに500トンと仮定をして、過去3年実績ゼロの方にこの30%の均等割でどれくらい配分されるのかということを試算した場合、1隻当たり600キロ程度という配分になります。この数字、近海まぐろはえ縄での平均的なクロマグロ大型魚の獲れ方からすると、1航海分程度のクロマグロの漁獲量に相当する、1航海分ぐらいはカバーできるような数字ということでございまして、こういったことで、この7：3という比率は適当な重み付けであって、少なくとも不合理なものではないというふうに考えているところでございます。

続きまして、繰越しの関係でございまして。各船の未利用分に応じて繰越しをする、あるいは繰越しの上限を設けずに繰越しをするというところの御意見でございました。一旦このIQを導入した後、年次漁獲割当量の未利用分について、各船の未利用分の状況に応じて繰越しすべきという意見につきましては、枠の遵守であるとか、漁場形成に応じた漁獲というのを確保する観点から、有益と考えられる部分があると考えております。一方で、漁業法ではIQの未利用分の扱いについて規定がされていないというのがございます。このため制度の運用上どういう形で措置できるのか、することが可能かについて検討していきたいと考えております。

続きまして、全量繰越しというところでございまして。こちらについては、WCPFCの規定上、国としての未利用分の上限というのがある中で、その範囲内の対応として、当初配分の10%までは管理区分ごとに各自繰越しをするというルールで運用しております。これはIQにした場合も、これに沿った対応をせざるを得ないということで御理解いただければと思います。一方で、ほかの大臣管理区分ですとか都道府県の未利用分の当初配分の

10%を超える未利用分については、一旦国の留保に繰り入れて、留保の一部と合わせてデータ収集のためにということで、かつお・まぐろ漁業の方に追加配分する、その原資となっているという点も勘案した上で、御理解を頂ければというふうに考えているところでございます。

あと最後、追加配分の時期について、4月以降、通常4月下旬から5月上旬ぐらいということですがけれども、それでは遅過ぎる、早くしてほしいという御意見がございました。こちらについては、やはりこの追加配分、前管理年度の未利用分を原資の一部としているということで、基本的には前の管理年度の実績が確定した後に行うということとせざるを得ないというふうに考えております。一方で、追加配分されるべき数量の一部について前倒しして配分するという事は可能だと考えますので、こちらは来管理年度に向けて検討していきたいと考えております。前倒しする時期ですがけれども、こちらについては資源評価のための漁獲データ収集の観点からは、重要な期間は4月～6月ということになっているという、そういったことを踏まえる必要があるというふうには考えておりますので、その点については御理解を頂ければというふうに考えております。

以上で、山内参考人の御意見に対しては概ねカバーできたのではないかと思います。

続きまして、土屋参考人の御意見に対してでございます。

まず最初に、所属されている漁船が、最近、クロマグロの漁獲を始めたということで、直近3年の実績ベースだと、その部分が配慮されていないというようなお話がございました。こちらについては、最近、始められたということでございますけれども、このクロマグロについては資源状況が悪化したということで国際的な枠組み、WCPFCの決定に基づいて平成22年から管理強化に取り組んで、平成27年からは小型魚についての数量の自主的な管理を開始して、平成30年からは大型魚も含めて公的な管理ということで、関係各漁業者の皆さんに苦勞していただいて現在の状況があるということでございます。まずそこについて御理解を頂きたいというところはございます。

こういう中で、関係する漁業の皆さん、その枠を遵守するという取組に協力していただいているということで、2015年から2020年に実績が少ない方もいらっしゃるということで承知をしております。こういう中で、限られた枠を多くの方に活用していただくということを考えますと、御指摘を受けたような、最近始めましたというような場合も含めて、実績としてカウントする期間に漁獲が少なかった方もいらっしゃる、そういった方々にも一定の操業のくろまぐろを漁獲する機会を設ける、通常の操業における混獲というのをも考え

て、この30%を均等割で配分するという考え方を提案させていただいているところでございます。

あと、過去3年の間に他の漁業者の方から許可の承継等を受けてかつお・まぐろ漁業の経営に参入した場合には、その承継前の従前の許可の下での実績も、それが実績があればカウントすることにしておりますので、この点も御理解を頂ければというふうに考えております。

続きまして、急に進めている、要はI Qの導入、予測せずにいろいろな投資をやられてというようなお話がございました。それでいろいろな計画が立ち行かなくなるということでもございました。繰り返しになりますけれども、クロマグロについては平成22年から関係者の協力を得ながら資源管理の取組を行ってきた、強化しているというところは御理解いただきたいと思っております。

あと、新漁業法の施行に伴って大臣許可漁業から順次I Q管理を導入していくというところについては、水産庁として機会を捉えて幅広く漁業関係者の皆さんに説明はしてきているというふうに考えております。

より具体的に言いますと、令和5年度までに漁獲割当による管理を開始する、大臣許可漁業の主な漁獲対象の資源については、原則令和5年度までに導入していきますよというところについては、基本方針あるいはロードマップについて、昨年秋にパブリック・コメント手続を実施しまして、分科会にも諮問、御説明をして公表しているところでございます。そういった中で、かつお・まぐろ漁業のくろまぐろ（大型魚）、ということに限定をいたしますと、昨年10月の分科会で、データ収集との関係でI Q管理を早急に検討すべきだという御意見を頂きまして、翌11月の分科会で、自主的な形から始めましょうということで資源管理基本方針の改正を行ったというところでございますし、その際には令和4管理年度以降、法に基づくI Q管理への移行を検討しますという御説明もさせていただいているところでございます。その後は、自主的なI Qの管理の実施、あるいは法に基づくI Q管理への移行について複数回機会を設けて関係者の方々に、方向性が決まってから速やかに説明を開始して実施してきたというところでございます。重要な事項の周知の方法については、水産庁としても今後工夫をしていきたいと考えておりますけれども、漁業者団体の方々の御協力あるいは積極的な対応もお願いをしたいと考えております。

あと、均等割との関係で、実績がない人にも漁獲枠がいつて、それが近かつ協の所属船であれば移転がされてということで、自分たちの団体の方は不利であるというようなお話

もございました。こちらについては、年次割当量の移転については、法令上、団体等が介在している、するという前提にはなっておりません。当事者である年次割当量を設定されている漁業者間の合意によって移転することは可能でございますので、御指摘されたような不公平があるということではないというふうに認識をしております。

あと、実績の勘案の仕方の関係で、実績については、それぞれの漁船が実際に操業を開始した後だけを基準とし、というようなところがございました。こちらはなかなか個別の漁船、二百数十隻ありますので、そういう事情を勘案してというのは難しいかと思えます。そういう中で、そういうふうなものにも配慮して、3割分は均等割ということで考えてお示ししているところでございます。

続きまして、今年の自主的なIQとの関係で、この割当て、割当てというか、配分を超えたら来年度の割当てから控除するというようなのは許されないんだというようなことがございました。こちら、今管理年度の実績、取組状況については、タイミング的に来年の割当割合の設定等で勘案、勘案というか、実績として、タイミング的に用いることはできないということで、使うとしても最初の見直し時ということになると思えます。そういった中で、現在のところ、御指摘されるような、今年超過したら来年引くというような対応について考えているものではございません。今年の実績をどう扱うか、将来どう扱うかについては、今年管理年度が終わった後に内容を精査して慎重に検討をすることとしたいと考えているところでございます。

あと、この割当割合、我々が御提示している基準に従って配分された場合、非常に数量が少なくなって、このままでは経営が立ち行かないというようなお話がございました。それとの関係で今年、部長通知で3月末に、団体ごとにこういう配分でという通知をしておりますけれども、こちら分科会でも御紹介しましたが、これについては、あくまでも今年、今管理年度については自主的なIQを取り組んでいただくに当たって根拠とすべき数量を、過去3年の実績ベースで各団体にお示しをしたものということでございます。法に基づくIQの場合は、繰り返しになりますけれども、団体という概念というのは、団体ごとに配分というような概念、考え方は存在しておらず、個々の漁業者に直接割当てということでございます。

あと、経営との関係は、かつお・まぐろ漁業については、「かつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業」ということで、近海まぐろはえ縄漁業の主な漁獲対象種は、ビンナガ、メバチ、キハダ等でございます。全体の漁獲量に占めるクロマグロの

割合というのは重量ベースで1%未満ということになっております。つまり、多くの近海まぐろはえ縄漁業者は、それらクロマグロ以外の魚種を漁獲して経営を行ってきているというのが実態でございます。そういう中で、漁業の経営方針なり経営戦略、これは各経営者により異なるというところは理解はいたしますけれども、クロマグロについては、関係するあらゆる漁業種類の漁業者の皆さんが、窮屈な枠の中でそれを遵守するために我慢し、苦勞しながら経営を維持しているという状況だということでございます。そういう中で特定の方がクロマグロに大きく依存した形で経営していくということが許容されるような状況ではないというふうに考えております。ですので、基本的には、かつお・まぐろ漁業の許可の範囲内で他の魚種の漁獲も含めて経営していくということを考えていただくを得ないというふうに考えております。

最後、期間を区切ってまき網の操業を止めてデータを取りたいということであれば、そういうこともありますよというような御意見がございましたけれども、基本的には現在の状況下で通常操業する中で漁獲のデータを取っていただいて、それを資源調査に活用させていただいているということでございますので、そういった形での継続的なデータ収集というところが主眼になるかと思えます。

ちょっと長くなりましたけれども、私からの考え方の御説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、これまでの事務局からの説明、参考人の方々からの御意見を踏まえまして、委員の皆様から御意見等ありましたらよろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。海洋大の田中です。

4つほどコメントがありまして、まず最初はこの割当ての考え方ですけれども、率直に申しまして、予想していたよりずっといい出来だなというふうに思いました。よくいろいろな面から考えられたんじゃないかなというのが1点目です。

それから2点目は、なかなかマグロ資源の状態についてまだ周知されていない面があるんだと思うんですけれども、クロマグロ資源は、国際的な感覚で言えば全面禁漁が妥当な水準になっているんです。それぐらい低い状況。例えば太平洋のカツオであれば初期資源の20%が限界管理基準。普通はそれ以上下がったら全面禁漁、バチ、メバチもそうです。もちろんそこまでは落ちていないわけです、両種とも。ところが、クロマグロは限界管理基準の3分の1以下しかない。もう完璧にアウトな状態なんですけれども、いろいろ頑張

って枠が出ているというぐらいのとてつもなく厳しい状態なんで、なかなか早く回復しないと、日本人がマグロを獲って食っているから増えないんだという国際的な批判を浴びるぐらいの状態になっているわけです。これがクロマグロの現状です。

それからあと2つ、今日お話を聞いた中で1つ、新規参入についての考慮についての問題があるなというのは、ちょっと感じたは感じたんですけども、例えばITQのような場合でも最初の配分は実績なんです、過去何年間かの。だから操業している期間が長い人の方が長くそれに依存していたという考え方で、やっぱりそこはそういう配分をやっているんです。でも、新規参入者はそれじゃ不利じゃないかというのをITQではどういうふうに挽回させているかというのと、金銭的に売買して枠を買って枠を増やすという、そういう対策になっているわけです。

IQの場合はそれができないので、ここでは何年か置きに見直しというやり方で挽回をする。つまり、必要な人がいて最初3割分けて獲らない人が出てくると、獲っている人はその人たちの枠を使って、そうすると3年経ったら実績になるから枠が増える、そういう組み込みになっているわけです。ちょっとやり方が違うと思うんですけども、挽回のチャンスは一応あるというふうに思いました。

それから3点目は繰越しなんですけれども、これは多分かつお・まぐろの組合の構成員の人たちは個人主義だと思うんです。だから自分が獲り残した分を来年欲しい、全然違うやり方をしている組織もあるわけです、まき網のようにですね。ちょっと数は覚えていないんですけども、半分は均等割で残り半分はオリンピックで獲ってというような、そういう集団操業をやっている。だから無駄がないんです。きれいに枠を消化できる。でも、個人主義でやると結局人には渡さないわけだから、実際、どうしても無駄が出るわけです。そうすると、どうしても繰越し制度みたいなものがそういう体質の漁業には必要になってくるんだと、もちろん条約で認められた範囲は超えられないんで、それを超えた対応はできないんですけども、何かそこはどのようなやり方がいいのかちょっと今すぐは思い浮かばないんですけども、やりくりしてできる仕組みがあった方がいいかもしれないなと思いました。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 意見と質問ということになりますけれども、まずそもそも論で、今更何言っているんだと言われるかもしれませんが、まずそもそもこのクロマグロのTAC設定に当たって、当時私の記憶では8,869トンだったと思いますが、これをWCPFCに提案をしたその根拠がまだよく判りません。何回か説明を受けましたが、理解ができません。その後、TACを設定した後、クロマグロの来遊がかなり多くて、日本海中心に北上していた魚群が噴火湾に入って、噴火湾の定置で問題を起こしたという事例がありました。

その後、ここ数年見ていますけれども、来遊が極端に減ったという話を私は聞いておりません。その中で全て獲ればいいということじゃありませんが、これだけの来遊があるにもかかわらず総体量が本当にこれでよろしいんですか、WCPFCで会議の都度、惨敗の状態で我々の意見が全く通じない、魚群がこれだけ増えても総体的な漁獲量が増えない、増やしてもらえないという状況が続いているということ、明確に記録しておくべきだろう、そういうふうにしております。私は極端な資源の減少ということではないというように思っております。

それで、先ほど土屋さんの話だったと思いますが、今、全近かつ協加盟している近海まぐろ漁船でIQ制度の配分を受ける隻数というのはどのくらいあるのか、これがもし分かれば教えてください。加盟をしている全ての船が全船くろまぐろをやっているわけではないでしょうし、また、どれだけの隻数が該当するのか、その辺の数字を教えてくださいということなんです。

それから、このIQにしてもTACにしても我が国のEEZ内のTACですが、WCPFCのTACが日本でも適用されるということなので、私はこの会議の場で質問をしてきましたが、日本のEEZの中、日本の主権の中で我が国が勝手に決めればいいと思いますが、そういうことではない、WCPFCで決めたものを、そのまま横移動するという説明を受けたと記憶しております。

そうすると、今回のこのIQ制度で設定をしたものがWCPFCの中でどのような関係になるのでしょうか。このまま受け入れられるのか、日本でこのようなことをしているという提案になるわけですから、また8,869トンの話と同じで自らの墓穴を掘るのではないのかというような気持ちもします。その辺がどうなるのか、教えていただければというように思います。

以上です。

○山川分科会長 御質問がございましたけれども、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 まずWCPFCの枠の関係、こちら資料3-2というセットの7ページ、真ん中の下の番号で7ページの上段を見ていただければと思います。こちら国際委員会における決定事項ということで、右側にはWCPFCとIATTCにおける漁獲の戦略ということで暫定回復目標等々を書いてございます。こちらの左側の資源管理措置ということで、WCPFCにおいては30キロ未満の小型魚の漁獲は基準年2002年から2004年の平均水準から半減ということ、30キロ以上の大型魚の漁獲を2002年から2004年の平均水準から増加させないということで、こちらでキャッピングをされているということでございます。

資源としては次のページ、8ページにございますが、回復基調にはあるということで、なかなかその枠の管理に苦勞しているということでございますが、一方で、その増枠を実現すべく国際交渉担当の方で努力はしているところでございます。そういう中で資源評価を、そういう資源の回復をうまく示せるような形での評価というものに資するというところで、近海かつお・まぐろ漁業のまぐろはえ縄の追加配分、データ収集に配慮した追加配分ということでやられているということでございます。

あと、このIQがWCPFCの方にどういう関係を持つのかというところですが、こちら、あくまでも、WCPFCで決まっている我が国の漁獲上限をどのような形で国内管理するのかというのは、我が国の裁量でございまして、それがWCPFCへ戻ってどうこうということにはならないかと思っております。これは我が国の枠を守るためにそれぞれ全体としてはTAC制度、漁業法に基づくTAC制度の下で管理しているわけですが、そういう中でかつお・まぐろ漁業については、そういうデータ収集との関係もあってIQでやるべきだろうということ、あと大臣管理漁業については基本、IQ管理に移行していきましょうという方針がある中で進めていこうということでございます。

あと、対象となる船の数についてはかつお・まぐろ漁業室長から。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の成澤でございます。

全国近海かつお・まぐろ漁業協会に所属する漁船隻数は250隻と承知しています。

○山川分科会長 藤田資源管理部長。

○資源管理部長 資源管理部長の藤田でございます。交渉の話の御指摘がございましたのでちょっと補足をいたします。

先ほど田中委員から御指摘を頂きました、御発言いただきましたように、国際的にはク

ロマグロの資源というのはかなり低い水準にあるんだというのが共通認識になっております。そういう中で、一方で皆様方が実感いただいているように、資源は少しずつ増えているんじゃないかということで、去年の科学機関による評価におきましても、少しずつ2011年以降回復してきている、増枠の検討が可能なんだということでございましたので昨年も交渉を、そういう増枠に向けた交渉をさせていただいたということでございますけれども、なかなかそれがかなわずに来てしまっているということでございます。

この状況につきましては、6月18日に関係者の方に意見を伺う機会を設けまして、その中でも増枠を求める意見が大変多数寄せられました。こういうことを踏まえまして、この7月27から29日にまたWCPFC関係の会合がございますけれども、ここでは大型魚・小型魚共に20%増枠ということで提案をさせていただいております、交渉事でございますので中身詳細をお答えするというのは難しゅうございますけれども、皆様方のそういう思いといいますかを受け止めながら、しっかり少しでも努力が反映されるような交渉に努めたいというふうを考えております。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ウェブで御参加の内田委員から御意見があるということですので、内田委員、よろしくお願いたします。

○内田委員 ちょっと細かいことなんですが、資料3-2の7ページ目でWCPFCの漁獲戦略として暫定回復目標、これが親魚資源を2024年までに少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させるとあります。一方で、2ページほど戻っていただいて真ん中のページ数で5ページ目、太平洋クロマグロの産卵親魚量と加入量との関係、ここで親子関係が不明瞭だという書きぶりになっています。これちょっとどの程度の関連があるのかは分かりませんが、この参考資料の中だけを見ると親子関係が不明瞭、相関関係が大きく出ないというような書きぶりになっていますので、これが統計的に例えば5%水準だとベバートン・ホルト型の親子関係か何か分からないですけれども、それがどの程度有意でなかったかとか、でも、考え方としては親が多ければ子の数が多いということで、上のカナダのサケの事例がありますけれども、これ例えば資源水準が真ん中辺りだと、この辺りだけを見ると全く相関が見えないような感じですが、こういう飛び値が出てきれいな相関が見えていたり結構あると思います。まずは親子関係はあるけれども、どの程度まで解析ができているのかというような視点で見ていただきたいというのと、前にも少し言ったんですけれども、哺乳類では親と親の関係をつないで世代間の資源というか個体数の変動を

見るんで、例えばですけれども、産卵ポテンシャル、3年から5年の親の産卵する年齢をずらした形で加入量がどうなっているか、あるいはずらした形で親・親の関係を見てどうなるかとか、もう少し多角的に見ていただければ有り難いなど。

それからもう1つは環境変動、前にもたしか教えていただいたんですが、水温であるとか餌の状態とか初期減耗に関する環境の変動もこのモデルの中に組み入れて、何とか親子関係があるよというのがここで出ないと、なかなか説得力がないなという気がしました。また教えていただければ有り難いです。

○山川分科会長 資源評価に関する御意見になりますけれども、藤田資源管理部長、よろしく願いいたします。

○資源管理部長 ちょっと前提条件をお知らせをしておいた方がいいと思います。資料3-2の8ページの上の、シート番号で言うと14番になると思いますが、ISCという国際的な資源評価機関で将来予測をしておりますけれども、この際には今、内田委員が御指摘いただいたように、親子関係というものが明瞭な関係がないものですから、暫定的な資源回復目標達成までは低加入というか、低い加入を前提にしてシミュレーションを行っているということでございまして、そういった低い加入量、これを仮定したとしても暫定の回復目標を達成する確率が、その前のページにありますように、7ページのシートの13にありますように、どういった獲り方をしても右から2つ目、暫定回復目標の達成確率、これが要するに100%に近い状態になっておりますので、日本としては増枠させてもいいんじゃないかという提案をさせていただいているという状況でございまして、なかなかちょっと研究者ではないので私はそこまで答えられないんですけれども、このシミュレーション、国際的な資源研究機関では、なかなか今、内田委員が御指摘いただいたような海洋環境の変動まで踏まえた形で、それを正確に組み入れていくというところまでは、多分いないんだろうというふうに思います。すみません、ちょっと足りないかもしれませんが。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

○内田委員 どうもありがとうございました。

○山川分科会長 あと大森委員からも御意見、御質問等があるということですので、大森委員、よろしく願いいたします。

○大森委員 ありがとうございます。大森です。

正に漁業者全体として、WCPFCで増枠を勝ち取ることが本当に誰もが願う願いであ

るわけです。先ほどの魚谷さんの説明でもあるように、そういう状況だけれども、今設定されている枠を守っていかなきゃいけない、その守り方については、我が国がどういう守り方をするのかということについてWC P F Cは問うものではない、そういうお話でございましたね。お二人のお話をお聞きしていると、どう守るかという部分でI Qを入れていくということについては、それは理解するが、中身の問題として昨年、自主的I Qを入れたときには協会ごとに配分をした、それで今回公的になると、これは漁業者直になりますという辺りの事前の理解というか、それが十分なされていたのかどうかということが1つ。

それから、今回公的なI Qを近かつ船に入れていかざるを得ないんじゃないかという話というのは、そもそもデータを取るために200トンの枠を追加で設定をして、そのデータ期間というのは4月～6月なんだけれども、その前の1月～3月にもう獲り切ってしまったという中で、何のためにデータ提供のための資源枠を与えたのかということになり、ではどう管理をしてそこを乗り切るのかということからされていると思います。突き詰めると、今言ったような部分をどうやって枠を守ってもらいながら4月～6月のデータをしっかり取っていただくかということであるわけです。実績ベースの7割と均等割の3割の考え方もそれぞれの協会でも意見が大分違うところもあるようですので、もう一回原点に戻って守らなければならない本質的なところが何で、それをどうするのかというところを、もう一度漁業者の方々にも分かるように説明をするということが必要じゃないかとお話を聞いていて感じたところです。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

資源評価に使うデータをどのように取るかという、そういった点から根本的に考えてみる必要があるんじゃないかという、そういった御意見かと思えますけれども、この点に關しまして水産庁から何かございますでしょうか。

○資源管理推進室長 まず大森委員からの御指摘で、要はI Q、自主的なI Qから公的なI Qになったときに団体が間に入りませんよ、個々の漁業者ダイレクトですというのが、どこまで理解されていたのかということがございました。端的に言いますと、我々この自主的I Qあるいは公的I Qへの移行に関して関係者の皆さんに説明する際には、この資料3-1の7ページの樹形図のようなもの、これを用いてこういう制度ですという御説明はしております。そういう中で団体というのが出てきていないというのはあるんですけれども、個別に割当割合が設定されて、それに基づいて年次割当量が決まったら、それはも

う自己責任で遵守するんですというところは、この図を使って強調はしたつもりではございます。一方で、なかなかこういう制度がずっと頭に入らないというのはあると思いますので、その点については引き続き機会を設けて説明をしていきたいと思っております。これはIQについては、他の業界、大臣許可漁業の他の業界についても順次検討して導入していくということになっておりますので、そういう説明の仕方については引き続き改善していきたいと思っております。

あとはデータ収集との関係ですけれども、こちら、経緯からすると、まずは最初は通年管理をしていたものが一昨年ですか、1月～3月に枠がいっぱいになってというような事態があって、昨年から1月～3月、4月～6月、7月～12月という形で期間を分けて管理をしてきたというところがございますが、その中でも4月～6月の中でも4月の頭に積み上がって止まる。あと5月に追加配分してまた止まるという形でデータの欠損期間が生じる、あるいは、西側の大型の大型魚が獲れる時期の漁獲データが収集できないという事態になったというところを受けまして、こういう急激な積み上がりというのは先取り競争原理によるものだろうということで、IQを導入してはどうかというような御意見を分科会の方から頂きまして、ある意味、かなり急ぎ足で検討を進めてきたというところがございます。

今回は最初の通年管理に戻すわけですけれども、こちら今年の自主的なやり方でやったIQによって、途中経過ではありますけれども、やはり急激な積み上がりというのは抑止をされているということで、そういう効果が見られるということで、これは通年管理にしても、例えば1月～3月の間に満限まで行って漁獲が止まるとか、4月～6月の途中で止まるとかということはないだろうという考え方の下に、今回通年のIQ管理というのを御提案しようというところがございます。もちろんこれは実際に公的なIQをやってみた結果として、そのデータ収集にやはり支障が生じるということであれば、また工夫はどうすべきかというのは考えるということになるかと思っておりますけれども、現状では通年にしてもデータ収集に悪影響が及ぶことはないのではないかという見通しの下に、この考え方をお示ししているということでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

田中委員。

○川辺委員 よろしいでしょうか。

○山川分科会長 すみません、田中委員の方から、では、よろしく申し上げます。

○田中委員 ありがとうございます。

今の点なんですけれども、国際水研の人たちも、どうしても4月～6月の西側での大型のデータがないということをしごく気にしていて、国際交渉の場でそんなデータは使えないんじゃないかというような御意見も出されるんですけども、日本のデータがなかったら台湾1本しかないからそんな信用できる親魚の増加のデータがないよ、だからこれを使わざるを得ないよねというような、ある意味で苦しい苦しい説得をしているようなんですね。なので、何とか後半のデータも集まるような形でカバレッジを広げられれば、IQを入れることによってですね。集中して揚げなければ単価にも反映するだろうし、そういういい面もあると期待されるので、そういうことも含めて今こういうIQを入れる運びになったんだというふうに理解しております。

○山川分科会長 どうもコメントありがとうございます。

ウェブから川辺委員でしょうか。

○川辺委員 恐れ入ります。

お伺いしたい質問なんですけれども、IQ管理の制度設計についてです。資料3-1の9ページが一番下に「漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の移転に関する手続」というのがありまして、その2番目に漁獲割当割合を持つ漁船間でのIQ移転が可能であるというふうになっているんですけれども、これは見ようによってはITQなのかな、移転可能なIQであるということなのかなと思って拝見しているんですけれども、先ほど田中委員の方からITQの場合、売買するところから始まってというお話がちょっとありました。何かこれは割当ての利権化につながるんじゃないかなというのがちょっと気になったところがございます。

それが1つ目で、あともう1つが、実績ベースで70%配分するということだと、ある船がIQを移転してしまった場合、翌年度の実績というのはどういうふうになるのか、あるいはIQ移転のもらったIQのどれぐらいまで移転を認めるのかという、その辺りをどういうふうにお考えなのか、もし教えていただければと思いました。お願いいたします。

○山川分科会長 IQ移転についての御質問ですけれども、魚谷資源管理推進室長、よろしく申し上げます。

○資源管理推進室長 この資料3-1の9ページの下のこの「漁獲割当割合を持つ漁船間でのIQ移転が可能」となっています、ここで言うIQというのは年次割当量でございます。

す。こちら「移転が可能」ということは、英語にするとtransferableなんですけれども、こちら、年次割当量については、移転できないと枠の有効活用とかそういうのができませんので、それは可能という制度になっております。一方で、その1つ上にあります割当割合、これは根っことなる権利でございます。権利と言えるものだと思いますけれども、こちらについては、正に代船・承継といった形での場合、あるいは同一船主内での移転のみが可能ということで、これは自由に移転が可能じゃないという意味で、ここはtransferableではないという、そういう整理でございます。

そういう中で移転をした場合の後どうなるのかということでございますけれども、我々の考えとしては7：3で実績割、均等割するわけですけれども、例えばある年に、もう今年は休漁すると決めてその年の年次割当量全量を人に移転するというのは、制度的には可能でございます。その場合どうなるかということですが、仮に今回我々が提案している有効期間3年であれば、3年それを続けると3年間実績がゼロということになりますので、次回の割当割合を設定するときに割当割合は下がったものになるということでございます。ですので、この割当割合は当初は7：3で実績割、均等割をするわけですが、実際獲る人に獲ってもらうという観点からすると、見直しの時期にはこの比率も含めて検討するということになるんだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○川辺委員 ありがとうございます。

7：3で始めておいてちょっとやってみて、落ち着くところに落ち着いてまたその7：3割合を見直すということでよろしいんですね。

じゃ、もう1つよろしいでしょうか、お伺いして。

○山川分科会長 川辺委員、続けてお願いします。

○川辺委員 はい、すみません。

I Q管理はやりようによっては合理的にできるのかなと思っているんですけども、監視がすごく大変になるんじゃないかなとも思っております。その辺りについてはどのような対応を取られる御予定なんでしょうか。教えていただければと思います。

○山川分科会長 では、成澤かつお・まぐろ漁業室長、よろしく申し上げます。

○かつお・まぐろ漁業室長 I Qを導入している漁業種類としては、大型のまぐろはえ縄のマグロ、ミナミマグロ、大西洋くろクロマグロがあります。その管理の仕方なんですけれども、基本的に各船漁業者、獲った魚にタグを打つということで個体ごとに管理でき

るようにしています。それから水揚げを6港の港を指定して、全量その指定港で水揚げして、全量水産庁の監督官が検査するという仕組みをしています。ですんで今回、近海まぐろはえ縄にIQを導入した際もこの前例は参考になるので、まずはタグを打つとかそういったことを参考にしてやっていくことになるのかなと、個人的には思っております。

以上です。

○川辺委員 分かりました。漁業者さんの方にタグを打つというところをお任せして、あとは漁港で管理するというところで理解いたしました。ありがとうございます。

○山川分科会長 魚谷資源管理推進室長の方からも御説明があるということですので、魚谷資源管理推進室長、よろしく申し上げます。

○資源管理推進室長 割当割合の見直しですけれども、おっしゃるとおり、最初は7：3で実績割、均等割をやるわけですけれども、最初の見直しのときに、そのままがいいのか、あるいは見直すのかというのは、場合によっては、今回のようにまた御意見を聞きながらということになるのかもしれませんが、検討していくということでございます。要は、枠をもらっても獲るつもりもないし、あるいは、獲る漁獲能力もない人に、ずっと均等割で一定数量とか一定割合を配分し続けてもいいのかというところは、それは1つの論点になりますので、それは見直しの時期に、そういう実績・均等の比率も適切なものかどうかというところを、そのときまでの状況を踏まえて検討するということになるというふうに考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 藤田資源管理部長、よろしく申し上げます。

○資源管理部長 管理の部分につきましては、確かに川辺委員御指摘のように、非常に多くの漁業者の方が多くの港で水揚げするということになりまして、結構大変な部分がありまして、それで9月に発表いたしましたロードマップにおいても、そういう漁獲情報の収集体制をちゃんと見ながら、合わせながらTACの導入なりIQを導入していくという形で考えておまして、大臣管理漁業の方には、もう今年度からかなり漁獲データそのものは電子的に報告をしていただくという取組を始めていただいておりますけれども、そういったものも駆使をして、しっかり漁業者の方の漁獲情報をできるだけ正確にできるだけタイムリーに把握するというところを、同時並行的に努めていくということで管理を進めていきたいと考えております。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

○川辺委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 先ほどのI Q移転に関してちょっと私から1点だけ確認させていただきたいんですけども、I Q移転してもらった方の漁船、そちらはそれによって漁獲が増えた、それは漁獲実績として将来の実績にカウントされる、それでよろしいんですか。

○資源管理推進室長 それは、そういうふうな形での実績の取扱いを考えております。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

○山内特別委員 山内ですけれども、よろしいでしょうか。

○山川分科会長 山内委員、よろしく願いいたします。

○山内特別委員 ありがとうございます。

先ほど田中委員もおっしゃっていたんですけども、この時間で今可能な最善の枠組みをお作りいただいたというふうに、私も非常に驚いて見させていただいております。そういう意味では先ほど来ある配分の問題というのはなかなか難しいとは思いますが、くろまぐる部会も含めて丁寧に見ていただくということが重要なのかなということと、あと2024年というタイミングが、ちょうど中間回復目標を達成すべき年になっているということも含めて、その後のマイルストーンを1つ達成した後のその後の初期資源量の20%を目指した次の10年が始まるというところでは、3年でまず最初の回転というのをされるというのは、適切な時間の軸の使い方なのかなというふうに思っています。

その上で2点質問があるんですけども、まず資料の7ページ目で全体の枠組みをお示しいただいているんですけども、この最後の5番のところです。もちろんI Q制度になって漁船ごとで年次漁獲割当量の範囲で皆さん漁獲をされることになるので、自己責任により遵守ということにはなっていくんですが、この上で原則採捕、もちろん停止命令の発出等を行われないのかと思うんですが、これまでもなかなかほかの漁船がどのくらい獲れているのかとかいう情報は、皆さん操業されている中では得られにくいという意味では、これまでどおりどのくらい枠というのが全体で見たときにどこまで来ているのかとか、期中結構もう既に実は獲られているとか、実はまだ全体を見たときには控えられているんだとか、何かそういった総合的な枠の消化みたいなものの情報は、これまでどおりウェブサイトとか何か発信される予定というのが水産庁さんであるのかなというのが、1つ目の質問です。

2つ目は、同じ資料の10ページ目になるんですけども、罰則等の概要についてになり

ます。もちろん I Q を超えて採捕した場合というのはかなり厳しく見ていただく必要があると思っております、一方で素人考えかもしれないんですが、漁獲量等の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合の罰則というのが、I Q を超えて採捕した場合よりもかなり甘いようなちょっと気がしてしまって、そうすると、じゃ、適切に正直に I Q を超えてしまったと言うよりも、漁獲量の虚偽の報告をしたり、報告せずに水揚げをしちゃったりというようなことが起こり得るといえるか、そういうインセンティブが働くという意味で、ちょっと I U U を生みやすくないのかなという心配があって、そういう意味では、先ほど成澤さんがおっしゃっていたタグを打つ、タグを作っていく、適切な I Q の本当に与えられた I Q の範囲内で獲られているクロマグロとそうでないものというのを、非常に市場で明確に分けていただくというのは、すごく重要なアイデアだなと思っております。

そういった意味では、この部分のタグ付けであったり漁獲証明書であったりですか、W C P F C 全体での漁獲証明書というのはまだこれからできていく過程だとは思いますが、国内でこの I Q 制度の導入に対して、モニタリングという意味でもそういったタグであったりですか漁獲証明制度みたいなものというのは、検討されているのでしょうか。その2点について教えてください。

○山川分科会長 では、まず最初の方につきまして、成澤かつお・まぐろ漁業室長、よろしく申し上げます。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業の総量管理、オリンピックのとかそれから I Q に関しても、日々の情報というのは水産庁の方で団体経由で収集しています。具体的に近海かつお・まぐろはえ縄の場合は、各漁業者がくろまぐろを獲った際は無線局を通じて団体に通報して、団体からその情報を吸い上げているので、日々どれぐらい各船がくろまぐろを獲っているかというのは、洋上ベースでは無線局経由での情報で把握しています。最終的にフィックスの水揚げしたときの数量で管理するんですけれども、大体日々の洋上の数量で我々はどれぐらい獲っているかというのを管理はしています。

それから、先ほど私は遠洋まぐろはえ縄の例を取ってタグを打つという話をしたんですけれども、ミナミマグロも大西洋クロマグロも、はるかに近海かつお・まぐろより隻数が少ないということがあって、それから全てが冷凍した製品として入ってくるので港も限定できるということで、今は管理制度が確立しているんですけれども、近海かつお・まぐろはえ縄の場合は、生鮮であり各港に漁業者の自由裁量で水揚げするという状況なので、管理方法にしては遠洋まぐろはえ縄を参考にしつつも、今から水産庁のマnpaワーを含めてど

うやっていくかというのは検討していきたいというふうに思っています。ですんで、仮にタグを打つとなると、漁獲証明に代わるようなものになるということは予測はできるというふうに考えております。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

○山内特別委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 魚谷資源管理推進室長からも御説明があるということです。

○資源管理推進室長 漁獲の積み上がりの状況ですけれども、そちら I Q 管理になっても、この資料 3-1 の 3 ページ、4 ページにあるような区分単位、管理区分なり都道府県単位での漁獲の状況というのは、当然、我々報告を受けて積み上げたものを毎月ベースでホームページへのアップをして、全体としてはこういう漁獲の状況になっていますよというのはお示しをしていくこととしているところでございます。

以上、補足をいたします。

○山川分科会長 ほかに。

高橋委員。

○高橋特別委員 罰則規定の話なんですけど、余りこういうことは言いたくないんですけども、例えば I Q 制度になって個船別の割当てをして I Q ぎりぎりの段階になった時点で、縄は毎日同じような縄数を流していくわけですから、そうすると 3 分の 1 縄を揚げた時点で I Q に到達をしました、3 分の 2 残りました、この縄を揚げてよろしいのか、悪いのか、揚げた場合、釣れる可能性が有ります。揚げてみなければ判らない、クロマグロが釣れているのか、カツオが釣れているのか、トンボが釣れているのか。I Q 制度の難しさが有ります。これが 1 本釣りなら問題ないのですが、はえ縄の場合はこういうところが出てきます。

こうしたときの救済措置というのは全く、今の少ない割当トン数の中からやるんで、留保枠を持っているわけでも多分ないんでしょうから、そうすると翌年度 I Q から差し引くということになると洋上で投棄しないんですか、せざるを得ないんじゃないですか、そうすると資源管理上どうなんだろう、何らかの救済措置というのが、それはまた次の日また投縄をやりましたと、これじゃ困るんだけども、少なくともその日に投縄した部分を最後の最後まで揚げ縄しなきゃならないわけですから、この部分をどう考えていくのか、今日回答をもらわなくても結構ですけれども、何らかの方法で考えていってほしいというお願いをしておきたいなと思います。

○山川分科会長 藤田資源管理部長。

○資源管理部長 ありがとうございます。

枠の管理をする際には、高橋委員がおっしゃるように、ぎりぎりになったときの管理って結構難しいものだと思います。そういった意味で参考人の方からも繰越し、個別の繰越しの話というのが出ていたんだらうと思います。守るんだけれども、守ったら残ってしまう部分が出てくるから、それを翌管理年度にうまく使えないかという、そういうことだらうと思っております。

ちょっと立場上、正面切って聞かれると、揚げてしまうとそれは違反になりますというふうに答えるしかないので、そういった意味ではしっかり漁業者の方には守っていただくということしかないと思います。そういうところで、ここまではいいとかそういう手心を加えるような話をすれば、こういう管理というか、その制度が成り立ちませんので、そこはあえて申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

○大森委員 大森ですけれども、よろしいでしょうか。

○山川分科会長 大森委員、よろしく申し上げます。

○大森委員 先ほど意見をさせていただいた追加的な話なんですけど、まず資料3-1の5ページですが、今年の上の状況を見ると、自主的IQでの失敗も含めてかなりしっかりとおやりになられているというのが見て取れるかなというふうに思うんです。そうはいつでもそれぞれの船でちゃんと守ってくれる人と守ってくれない人がいるという、その不平等感をどうするんだという話も含めてのいろいろな御意見が、先ほどもあったかと思うんですが、この辺りの状況を見て、ほかの委員の方々はどう入れていくということが前提のような御意見も随分ありますけれども、もう一回去年のような形をしていくという選択肢はないのかということが1点。

それから、先ほど5年が3年で見直しという部分を2年で見直しということについて、再度検討するというようなお話もありましたけれども、その辺の7割、3割について、全く漁獲がなくても3割は付きますよというようなことも含めて、全体にその理解がされているのかということもあるかなと思って、その辺りを含めて見直し時期ということをどういうふうに考えておられるか、もう一度お願いしたいと思います。

もう1つ、同じ資料の29ページの一番下の真ん中と3番目です。割当てを持つ漁船間

でのIQ移転は可能ですと、これは移譲というか融通というか、それぞれの枠の範囲内でやるわけですから、一回渡してまた戻すということもあるのかもしれませんが、いずれの場合でも大臣の認可が必要というのは、事前なのか事後なのか教えてください。

以上です。

○山川分科会長 2点ございましたけれども、いかがでしょうか。

魚谷資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 大森委員からの御指摘ですけれども、見直しについては、見直しの時期というか割当割合の有効期間については、我々としては3年というのを御提案していたところですが、漁業者の参考人の方から、長期間、3年間固定するというのは不安だ、見直し、ある程度の時期で行いたいということで2年ということがございました。こちらについては、お気持ちというか考え方は理解するところでございますので、改めて検討をして案を確定したいというふうに考えております。

2点目の9ページのIQ、割当割合なり年次割当量の移転の認可手続でございますけれども、こちらは事前に認可を受けていただくという形の仕組みでございます。

御説明は以上でございます。

○大森委員 すみません、もう一度よろしいですか。

○山川分科会長 はい。

○大森委員 2点目は分かりました。

1点目について3割、7割、漁業者の中で相当議論もあった中でこういったものが出てきているわけですが、十分に浸透していないというのが、お二人の意見を聞いても思いますので、ここは再度の丁寧な説明がどうしても必要だと思いますので、そこはお願いしたいと思います。

○山川分科会長 これについてはいかがでしょうか。御意見承ったということでよろしいですか。

○資源管理推進室長 この3割、7割の考え方の、浸透している、していないということではなくて、恐らく、それぞれの漁業者の皆さんの立場によって、実績割が多い方がいい、あるいは均等割を増やしてほしいという意見が、団体の内部でも異なっているということだと認識をしております。その点について説明を尽くせばどっちかに意見が一致することでもないと思いますけれども、一方で、案を固めるに当たっては、引き続き機会を設けて御説明なりというのは、可能な範囲で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、そろそろ御意見も出尽くしたということですので、この議題についてはこれくらいで議論を閉めたいと思います。

今後のスケジュール等について事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 先ほども申し上げましたけれども、本日の議論を踏まえて資源管理基本方針別紙の改正案を作成し、パブリックコメント手続を経て、9月頃に分科会を開催していただいて、その改正案について諮問をしたいと考えております。その際については御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山川分科会長 それでは、事務局におかれましては、9月の分科会に向けてしかるべき準備を進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、報告事項に入ります。国の留保からの配分及び配分量の融通について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料4を御覧いただければと思います。国の留保からの配分あるいは数量の融通に関する事後報告で対応可としていただいているものについての報告でございます。

1で「現行制度の概要」ということで、(1)から(4)まで事後報告で対応させていただいているものの類型をお示ししてございます。(2)が今回の御報告する内容でございまして、前回の分科会以降の変更分についてということでございます。

まず1の(1)、つまりいわゆる「75%ルール」による追加配分につきまして、まいわし太平洋系群について行っております。いずれも宮崎県に対して6月18日、7月6日、7月15日に、それぞれ2,500トンずつ留保から配分しております。1つ目については前回分科会の前でございますけれども、これは、前回口頭で御説明はしておりますけれども、直前であったため文書での報告は今回ということになります。

続きまして、裏のページにいただいて1の(3)に該当ということで、これは当事者間の合意が整った融通ということでございます。こちらまいわし太平洋系群について三重県から岩手県に5,000トンの融通が実現したというものでございます。この事案については、いわゆる「75%ルール」で配分量が出なかったものについて、融通の仲介とい

うことで手当てされたものでございます。この場を借りまして、対応いただいた三重県には、御協力について感謝をしたいと思います。

私からの報告は以上でございます。

○山川分科会長 ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ありましたらよろしくお願いたします。ウェブで参加の委員の方々もよろしいでしょうか。

○大森委員 大森です。すみません。

○山川分科会長 大森委員。

○大森委員 これに特に異論があるということではないんですけれども、こういう留保からの配分というのが必要になるというときに、常に突発的な水揚げというのが出てくる、それを定められたルールにはまれば、事前に実行をして事後に報告する、こういうことでして、今定められているそれぞれの魚種・地区以外でもこういうことは起こり得るのではないかというふうに思うので、水産庁におかれてはそういった事態が起こるときに、またその都度資源管理分科会を開くということではない迅速な対応の仕方、それについては引き続き検討していただくということをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 御意見いただいたということによろしいでしょうか。

魚谷資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 御意見ありがとうございます。

こういった形で事前にルールを定めて諮問を経ずに事後報告で対応させていただくというところなんですけれども、基本的には、こちらの諮問を経ないということは、農林水産大臣が裁量を発揮しないという、そういう形のルールを定めた上で、というところが条件になるかと思えます。こういったことで、いわゆる「75%ルール」、一定の計算式で出しますよということが1つございまして、こちらについては、必要な枠が出るようにということで、現在見直しをしているというところでございます。

もう1つは、本日の諮問事項で御了承いただきましたように、留保からの配分を受ける可能性がある関係者の方々に合意してもらって、という形で、大臣の裁量によらないという形式が整えば、他の資源についても同じように事後報告対応ということ、あらかじめ諮問の上、ルールを作るということは可能だと思いますので、そういった点については、関係する県なり大臣許可漁業の皆さんでいろいろ話合いをしていただく、それに対して水産庁が後押しをするという形で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○大森委員 分かりました。よろしく申し上げます。

○山川分科会長 ほかに御意見等ございますでしょうか。

では、特になければ、その他に移りたいと思います。

その他ということで何かございますでしょうか。

坂本委員。

○坂本委員 今日にくろまぐろのIQのことで随分熱心な協議が行われたわけですが、実は私どものところも7月15日に、これはサバのことなんですけれど、通称利根尻の協定会議というのがあったわけなんです。これはまき網船が、水産庁の方々は大変有名な、これ協定らしくて、大変な協定だったということだそうなんですけれども、そのまき網の方で獲っているマサバ、これは千葉県海面の方で小型船とそれからサバ釣り船との間の協定になっているわけなんです。まき網の方からは今回、千葉県海面で1か月間マサバの操業を延長させてほしいというそういうような話が出てきたわけなんです。今回初めてのことであったわけだし、また、まき網の方も、今度はサバの方はIQ制度が令和3年から始まるというようなこともある状況の中で、ちょっとそれを受け入れるわけにはいかないというのが小型船からの意見で、それで協定の中身としてはそのまま更新というような形になったわけなんです。ただ、サバの方の今度はIQも始まるというようなこともあるし、その先で日本のサバ資源というのをどういう具合に獲っていくのか、特にサバの場合には、まき網でIQが始まった場合には、その他の漁業に対しての影響というのは相当大きいものがあると思います。ですからまき網だけがサバのIQを進めていって、その業界の中だけで話を進めていくというようなことだけじゃなくて、そのほかの漁業の人たちにも、こういうことをまき網の方もやっているんだよということを知らしめてもらいたいというようなこともあるし、さらにまた、その中で今後日本のサバ資源というのをどういう具合に利用していくのかということ、水産庁の方もリーダーシップを取って進めてもらいたい、最終的には現場で漁業者同士の協定会議ということになるわけなんですけれども、その根幹にある部分というのは、日本の資源、漁業資源というのをどういう具合に守っていくのかということがあって、それで最終的にそれぞれの地域における漁業の調整問題というようなことになっていくというように思います。今回そういう調整会議、先週千葉県であったばかりですので、2年後にはこれは更新というようなことが起きますから、それに対して水産庁さんの方もしっかりこの先の資源管理というようなもの、

特にIQに関していろいろなものを進めていくということでもありますので、そういったところをよろしくお願ひしたいなということです。これは要望というか意見でありますので、もしも何かそれに関してお話がありましたらお願ひいたします。

○山川分科会長 藤田資源管理部長。

○資源管理部長 ありがとうございます。

今、典型的な例として出てきたんだと思いますけれども、TACの数を増やす、あるいはIQを更に導入していくということになりますと、これまで前提条件としていた操業秩序といいますか、そういったものを見直しが必要になる、あるいは不要になるものももしかしたらあるかもしれません。そういったものについて当然、その関係する業界がIQを導入した業界だけでない場合もあると思いますので、そういったものについてはしっかり関係者の理解を得て冷静に議論をして、一方で資源管理はしっかり行われるということがうまくいくように、我々の方も努力をしたいと思ひます。

そういった意味では、中身によっては昔からあるいわゆる現場の漁業調整問題の話もあるでしょうし、そうでなくて、もうちょっとIQとか導入するともっとクリアにできるような話も、性質のものとしては出てくるかもしれませんので、そういうものはしっかり見極めた上で対応をしていきたいと思ひております。引き続きよろしくお願ひします。

○坂本委員 よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 ほかにその他で何かございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 1点だけですが、水産庁の方も確認はしていると思ひますが、大和堆の問題です。日韓暫定水域のどうも西側の方に、3,000トン級のトロール漁船が来ているという話を耳にしております。どうも中国の漁船ではないのかというような話も聞きます。本来であれば日本海の水域で、中国漁船が操業できる海域は私はないと思ひていますが、一説には北朝鮮からライセンスを得てという話も聞いております。ただ、それは実態は分かりませんので確証は有りませんが、一部の報道では15万トン以上のいかが外国漁船によって獲られているという報道もありますので、その中で我が国の漁船は減船までしているわけですから、資源が少ない、枯渇をしているといいながら外国漁船が乱獲をしている。そうすると、資源管理というのは何なんだろうというように懸念をせざるを得ないという状況になってきています。

以前も申し上げましたけれども、日本海のこの水域については、どうも中国漁船がかな

り出てきて実効支配をされているような状況になってきている、それから資源の観点からいいますと、近隣諸国との漁業外交の方もきっちりやっていただいて、共通の理解の上で資源管理等をやっていくべきではないかというように思いますので、意見として申し上げておきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 御意見いただいたということで、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、ないようであれば、次回会合の日程について事務局から御案内よろしく願いいたします。

○管理調整課長 次回会合の説明の前に、本日途中からの参加となりましたが、異動になった水産庁幹部職員を御紹介させていただきます。

漁港漁場整備部の矢花部長でございます。

○漁港漁場整備部長 矢花でございます。7月1日に漁港漁場整備部長を拝命しました。資源管理を進める上でもインフラの整備は大変大事だと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○管理調整課長 皆様におかれましては既に御承知のこととは存じますが、水産政策審議会の委員の任期は8月4日をもって満了となります。皆様方には任期期間中、様々な御指導、御助言を賜りまして誠にありがとうございました。現在、改選の準備を進めておりますが、改選後の水産政策審議会総会につきましては、8月中の開催に向けて調整中と承知しております。次回の資源管理分科会につきましては、くろまぐろの関係で遅くとも9月頃の開催を予定しておりますが、それまでに何か緊急な必要のために開催することとなれば、総会に合わせての開催も検討しております。その際には御連絡いたします。委員、特別委員に再任される予定の皆様方におかれましては、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

以上で、本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。これもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたり審議していただきまして誠にありがとうございました。